

更新弁論

新規制基準は操業のための基準に過ぎず安全のための基準ではないこと

吉田

- 1 私たちがこの訴訟において一貫して強調してきたこと、それは、新規制基準は操業のための基準に過ぎず安全のための基準ではないということです。私たちはこのことを準備書面12及び17において主張してきました。
- 2 そもそも国が定める基準とはどのようなものなのでしょうか。その答えはこれまでの公害の歴史が教えてくれています。チッソが当時の水道法による水銀の基準を満たしていたにも関わらず水俣病が発生したということもその一例です。国の基準を守っていても被害は発生するのです。
- 3 このことは当然ながら原発についてもあてはまります。

3. 11事故以前、国が定めた「安全基準」なるものによって、原発の「安全神話」が構築されてきました。そして、過去の原発訴訟において、裁判所もこれを追認してきました。

しかし、3. 11事故が発生し、「安全神話」は神話に過ぎなかったことが明らかになりました。事故によって、「安全基準」とは、原発の安全性を担保するものではなく、原発を操業するために策定された、『ためにする基準』に過ぎなかったということが実証されてしまったのです。

- 4 3. 11事故を受けて、国は従前の「安全基準」を見直し、新たに「新規制基準」というものを策定しました。そして今、この「新規制基準」に適合する原発を再稼働させようとしています。玄海原発も当然それに含まれています。

しかし、新規制基準には数多くの問題点が存在しています。それらの個別の問題点についてここでは触れませんが、「新規制基準」も従前の「安全基準」と同様に、原発再稼働を目的とした『ためにする基準』に過ぎないのです。

そのような『ためにする基準』にすぎない「新規制基準」では、到底、原発の安全性を担保することはできません。

新規制基準が原発の安全性を担保するものではないことは、原子力規制委員会の田中俊一委員長も認めています。たとえば、2013年（平成25年）4月3日の定例会において、田中委員長はこう述べました。「安全基準だと、基準さえ満たせば安全だという誤解を呼ぶ」と。基準を策定する国自身が、『ためにする基準』であることを認めているのです。

そもそも、3.11事故の原因も明確になっていない状況で、事故を教訓にした原発稼働の基準など、到底作成できるわけがありません。ですから、どのように考えたところで、「新規制基準」が不十分なものとなることは自明の理であるとさえ言えます。

「新規制基準」は、その名称・内容に変更こそあるものの、国策としての原発を再稼働するための基準そのものなのです。

- 5 これまでの原発差止訴訟では、原発の安全性の立証は、第1次的には、「国の定める安全基準を充足していることを立証すれば足りる」とされ、最終的に原告側にとてつもなく高い立証責任が課されてきました。

しかし、3.11事故が発生したことによって、国の定める安全基準を充足していることを立証すれば足りるという理論が誤りであったことが明らかになったのです。

このことを踏まえると、本訴訟において被告九州電力が同基準に合致することを主張・立証したとしても何の意味もなく、新規制基準とは無関係に、本件原発施設が安全であることが立証されない限り、その稼働は当然差し止められるべきです。

- 6 以上述べましたとおり、新規制基準には多数の問題点があり、『ためにする基準』に過ぎません。そして、ひとたび事故が発生すれば、取り返しのつかない被害が発生します。

このような基準では、原発の安全性ひいては国民の人格権は到底担保されないものであり、かかる基準に基づく操業は絶対に認められるべきではありません。

以上